

第9回議会報告会

報 告 書



令和5年9月
海老名市議会

【目 次】

【海老名市議会報告会開催概要】 P 2

【第 1 部】 議会からの報告 P 3

【第 2 部】 議会への質問 P 3

【アンケート結果】 P 1 2

【広報委員会での検証結果】 P 1 5

【総括】 P 1 6

【出席議員一覧】 P 1 7

【海老名市議会報告会開催概要】

○ 目 的

開かれた議会を目指し、市民の負託に的確に応えられるよう議会活動の状況等について説明責任を果たすとともに、市民の意見や要望等を広聴するなど、市民との対話の機会を図るため、議会が主体となって議会報告会を開催する。

○ 実施主体及び出席議員

実施主体：海老名市議会（海老名市議会 広報委員会）

出席議員：別紙名簿のとおり

○ 実施日時、実施場所、参加人数など

・ 対面式

令和5年6月24日（土） 午前10時から午前11時30分まで

海老名市役所 6階 議場 参加人数：17人

・ ライブ配信

令和5年6月24日（土） 午前9時30分から午前11時30分まで

YouTube 同時視聴最大数：6件

・ 録画配信

令和5年6月24日（土）ライブ配信終了後から

YouTube 令和5年9月25日（月）まで（視聴回数）：152回

○ 実施内容

1 議長あいさつ

2 【第1部】 議会からの報告

3 休憩

4 【第2部】 議会への質問

【第 1 部】 議会からの報告

令和 5 年度予算審査にあたって、予算決算常任委員会各分科会での審査の際に、各議員がどのような問題意識をもって質疑を行ったのかという点に着目して報告を行いました。

各分科会で質疑を行った委員から、自身が行った質疑の中から 1 つの予算（事業費名）を挙げてもらい、なぜその事業費を取り上げたのかについて報告するとともに、それに伴う答弁に関しても報告に盛り込みました。

報告は、総務、文教社会、経済建設分科会の順で行い、各分科会会長が委員分をまとめて説明を行いました。また、総務分科会の報告の冒頭では、令和 5 年度の予算規模や広報えびなに掲載された主要事業について説明を行い、議会で審査されるまでの流れについても説明を行いました。

【第 2 部】 議会への質問

議会日より、ホームページ、自治会回覧などを通じて事前に質問を募集し、報告会当日も参加者から質問を募集して回答を行いました。

新たな取り組みとして、会派で回答を作成できる質問については、会派の代表者が回答を行い、無会派議員については司会が代読する形で発表を行いました。

会派で回答ができない質問については、広報委員会を代表して委員長が回答を行いました。

事前及び当日に提出された質問の中には、市議会に対する意見であったり、市に対する意見もあったことから、議会として回答ができるものに関しては報告会当日に回答を行い、それ以外の意見等に関しては、全議員に周知を行いました。

1 回答を行ったもの

＜会派で回答したもの＞

- (1) 令和 5 年 4 月 20 日に開催された第 2 回臨時会の議案第 27 号 令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 2 号）について、国が物価高騰対策として低所得世帯に 3 万円の給付を決めた件で、海老名市では現金ではなく商品券で給付を行うことに対する議員の考えを知りたい。

【政進会】

現金での支給の方が使い勝手がよいということは誰もが理解するところです。商品券で給付することにおける問題として、給付が低所得世帯に限定されることから、利用しているところを見られることへの抵抗感が危惧されますが、現行のプレミアム付商品券と同じ仕様とすることなので心配はありません。プレミアム付商品券と同様に市内での消費を促すものであり市内経済への寄与も期待されます。また、議案が否決となった場合は補正予算自体の執行にブレーキをかけるものであり給付を迅速に実施する妨げとなる、といった理由からこの議案については会派として賛成の意思を示しました。

【公明党】

現金の方が使い勝手が良いと考えましたが、商品券とすることで期間内に確実に消費していただけること、また、市内で消費していただけること、行政としてより確実に広範な政策効果を狙った判断ととらえたため、それを尊重し賛成しました。

【共産党】

連続して物価高騰が続いている中、プレミアム商品券の給付については、低所得者世帯への支援につながると考えていますし、また、地域経済の応援として特に小規模店への支援につながると考えます。国・県・市が1回だけで終わらせるのではなく継続的な給付を実施するべきと考え、賛成しました。

【いちごの会】

現金給付をしても商品券で給付をしても電気料金などに使うお金には変わりがなく、地域経済の活性化になると思い賛成しました。手数料などの費用がかかりますが、すでに市民対象の商品券発行に着手しており問題はないと考えました。

【無会派】

無会派議員は三宅議員、黒田議員が賛成、吉田議員、たち議員が反対しました。賛成した三宅議員は、市内でのみ使える商品券だと、支給分が100%市内で使用されるため、市内経済効果を上げることができる。反対のたち議員は、商品券発行は市の一般財源が使われ、物価高騰により家計が苦しくなった対象外の市民には不公平である。吉田議員は、水道光熱費などに使えず、現金給付こそ市民の生活実態に即した対応である。との意見でした。

- (2) 令和3年第3回定例会に提出された、意見書案第7号 義務教育に係る国による財源確保・教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保証に関する意見書は、2022年度政府予算編成において義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと、義務教育教科書無償制度を継続することなどを求めるもので、賛否の理由を知りたい。

【政進会】

学校の働き方改革・長時間労働の是正の実現等理解できる部分はありました。義務教育費国庫負担制度について、制度の見直しの議論がされている状況とは考えておらず教科書の無償制度をなくすという議論がされているとも考えておりません。むしろGIGAスクールの推進等によるデジタル教科書の導入やタブレット等のICT機器導入に対しての国庫負担のあり方への検討が必要であり、目下、文部科学省の審議会等で検討が始まっている様子であります。35人以下学級に関しては小学校で段階的導入が進められていて、中学校についても検討が行われており、また、学校現場においては既にそれに近い児童数となっている学校も出てきている。教職員採用の課題の方が大きな問題であり、これらを総合し、国に求めるべき内容ではないと結論しました。以上の理由から、会派として反対をするものとししました。

【公明党】

すでに国会で実現に向けて取り組んでいて、2023年度の予算編成に関するものであることから、国会での判断に委ねるとの立場から反対としました。

【共産党】

日本共産党市議団として賛成しました。国は全ての国民が教育を受ける権利を保障する立場にあります。子どもたちが全国どこに住んでも、一定の水準の教育を受けられる環境が必要です。特に少人数学級は子ども一人ひとりを丁寧に育てるために必要な条件です。教員は子ども一人ひとりの個性を理解し、子どもの変化を感じとりながら向き合えますし、一律指導で大声を出す必要もなくなります。小学校だけ 35 人を 5 年かけてということだけでは不十分で中学校も含めて 30 人学級を可能な限り早く実施するよう今後も求めていきます。

【いちごの会】

意見書の提出に際していちごの会は賛成者に名前を連ねました。国はすべての国民が安心して教育を受ける権利を保障する立場にあります。子どもが親の経済的理由に左右されることなく一定水準の教育を受けられる環境を整え、義務教育費の国庫負担制度を存続拡充し、教科書の無償制度を堅持することが必要です。また、小中学校の少人数学級を進めること、学校の働き方改革では、教職員の定員数の改善や、サポートスタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充、学校事務職員、栄養職員をその対象から外さないことなど、そのために国費等の財源確保に努めることを求めます。

【無会派】

無会派議員は、全員賛成しました。意見書の内容は、国が 2025 年度までに小学校の学級編成標準を段階的に 35 人に引き下げるが、中学校でも 35 人学級を進めていくことや、30 人以下学級の実現に向けた財源確保を求めること。また、子どもたちのケアが行き届くよう現場のサポートを手厚くするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと、などであり必要な要求であるため賛成した。との意見でした。

- (3) 令和 4 年第 4 回定例会に提出された、意見書案第 4 号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書は、フリースクール等民間施設の設立及び運営に対し、補助金等、経済的支援を検討することなどを要請するもので、賛否の理由を知りたい。

【政進会】

意見書として取り上げるに際して 2 項目が示されていましたが実質的には同様の内容であり、意見書を取り扱うに際してこのようなケースにおいては趣旨不了承という判断をとってきました。さらに、内容について調査を進めると衆議院、参議院の委員会で付帯決議がされた内容でした。国でも文部科学省を中心に検討がされており、不登校児童生徒への対応策については取り組みが進められていると考えています。フリースクール等、学校以外の場における多様な学習環境の必要性は理解するところですが、学校を起点としたオンラインによる学習環境の構築なども進められており、本件の要望にある経済的支援を充実させて学校以外へ学習の場を誘導するのが適切なのか判断が難しく、結果、国において議論が進められていること、海老名市独自で行っている取り組みも踏まえ、本件意見書については見送ることと結論しました。以上の理由から、会派として反対をするものとししました。

【公明党】

不登校児童への支援については、本来、一人ひとりの状況にかんがみ、個別の支援事業を展開していくべきと考えています。また、フリースクール等民間施設に対する補助金に関しては憲法第 83 条との整合性の問題もあり、行政との関わりをどう作っていくのか国会内においても議論する必要があるとの報告を受けていることから反対としました。

【共産党】

日本共産党市議団は賛成しました。不登校は学校が子どもにとっていかに息苦しい場になっています。不登校は、社会や教育のあり方を背景にしたもので、本人や家庭の責任とすることは誤りです。子どもたちの、学校強制でない教育の権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から①子供と親とが安心して相談できる窓口の拡充②子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充する③学校以外のさまざまな学びの場フリースクール、フリースペースなどをきちんと認め、公的支援を行い学校と同等の支援を目指すべきと考えています。

【いちごの会】

意見書提出に際して賛成者に名前を連ねました。不登校児童生徒は全国で 24 万人以上となり、海老名市の不登校児童生徒数は、前年度を上回り、小学生の不登校は 100 名を超え小中学生合計で過去最多です。そのような中で、フリースクール等の民間施設に通う子どもが増えているが、利用料が月額数万円かかり、施設が身近にない場合は身体的にも時間的にも心理的にも負担がある。多様な学習機会を提供しようとする個人や団体がありますが、必要な資金が確保できず設立を断念している例も少なくない。不登校支援に必要な財政的措置を講じることや、民間施設の設立運営に対して補助金等経済的支援を検討することを国に強く要望します。

【無会派】

無会派議員全員が賛成しました。不登校児童が増加する中、民間施設を利用せざるを得ない状況もあり、経済的負担なども増えています。こどもの学習権が保障されるためには、子どもの学びの場、安心して過ごせる居場所が必要であり、フリースクールなど民間施設に対しても、国が支援をしていくことは必要であるため賛成した。との意見でした。

<広報委員会が回答を行ったもの>

・事前に募集した質問

(4) 請願・陳情時の陳述をネット中継しないのはなぜか。

委員会のネット中継と委員会での陳述機会の確保については、平成 25 年からの議会改革の中で議論がなされ導入されているものです。議会改革での議論が始まるまで委員会での陳述機会は確保されていませんでした。議会改革の議論の過程で、委員会のインターネット中継導入と同時に委員会での陳述機会の確保についても議論がはじまりました。そして、先に委員会での陳述機会の確保は導入が決定されています。

陳述機会の確保導入にあたって危惧されたことは、請願者・陳情者は一般の市民の方であり、陳述に対して一定行われる質疑についても不慣れだと想定されたことです。そうすると、適切な受け答えとなるのかも含めて、不慣れな場でのやり取りを会議録上で記録として残し

続けることになった場合、本人の名誉に傷をつけることにもなる可能性はないのかといった議論がなされました。結果、会議録への記載等は行わないことになりました。

さらに、その後の委員会のインターネット中継導入にあたっては、当初からネット上でのプライバシーの問題が危惧されていました。これは他市でも問題となっていました。考え方としては、まず、議員は公人であり、その発言を含めてネット上で公開されることは当然であるとされました。しかし、陳述するのは一般の市民の方であり、その方々についてはネットでの公開は行うべきではないとされました。そのため、現在も、傍聴者についても必要以上に映りこまないように、定点カメラの角度調整など配慮がなされております。

そこで、手法として当時の他の市議会と同様に、陳述中は、暫時休憩として陳述者を保護しつつも、審査にあたっての陳述機会の確保を行うことが望ましいとされ運用が開始されています。当初は、音声を6階フロアに流すこともせず、委員会室のみでの運用で始まっていました。その後、傍聴者が多く、審議を行う第一委員会室に入りきれなかったことがあり、その際の傍聴者間の公平性確保の観点から、陳述時の陳述者の音声を6階フロアにだけ流す運用に変更がなされています。

いずれにしても、請願・陳情時の陳述をネット中継しないのは、陳述者の保護を目的としているためです。

(5) 議案について委員会付託を原則としないのはなぜか。

昨年の議会改革検討会で提案があり、議論を行っています。提案理由としては、委員会付託とすることで、議案を詳細に調査・検討することができるが、委員会付託省略（即決）の場合は本会議場での審議だけとなり、質疑が制限されるため十分に審議することができないとして、各議案に対して原則として委員会付託（付託）とすることが提案され議論がなされました。その際に出た意見としては、大きな論点として2点が挙げられると思います。

まず「これまでに付託したとしても質疑が行われない実例があった」という点です。検討会での意見としては、

- ・付託案件に対する委員会での質疑が行われないという実態があったことから原則付託の必要性を感じない
 - ・委員会審査で質疑がない場合の委員長報告に違和感がある
 - ・委員会審査で質疑がないような案件のために市職員を拘束することには問題がある
- といった意見がある一方で、
- ・付託し、事前に所管部局に聞き取った上で、質疑がなければそれでかまわない
 - ・委員会で質疑がないことは恥ずかしいことではない

といった意見がありました。

そしてもうひとつが、「議会運営委員会（議運）で議案ごとに都度決定している」という点です。

検討会での意見としては、

- ・効率的な議会運営を行うために付託と即決の議案の振り分けを行っている。逆に全ての議案を即決にしているわけでもない

- ・議運での付託、即決の振り分けは議論による結果であり、それぞれに理由がある
- ・議案について許される範囲で所管部局へのヒアリングなどの事前準備をすることで原則付託は必要なくなる

といった意見がある一方で、

- ・議運での付託、即決を協議するのは合っているのかもしれないが、基本的には付託で進めてほしい
- ・本会議の質疑が５分という制限があり十分な審議ができないのではないか
- ・特に臨時会では即決としないで委員会付託とすべき

といった意見がありました。

これらの議論を経て、議会運営委員会で協議を行った結果、現状の通り、付託か即決かを都度、議会運営委員会で図る方式が採用されております。

(６) 本会議場での質疑に対して時間制限がされたのはなぜか。

こちらが昨年の議会改革検討会で議論が行われ、導入がなされたものです。

導入の経緯ですが、それまでは本会議場での質疑に関しては、時間制限はないものの議員１人３回までという回数制限がある、いわゆる一括質疑、一括答弁の方式が採用されてきました。しかし、一括質疑、一括答弁は、質疑が多項目にわたり、議員側、答弁者側に加えて傍聴している市民側にとっても分かりにくいという意見がありました。そこで、一括質疑、一括答弁からひとつの事項について質疑し答弁する、を繰り返す、一問一答方式への変更が提案されました。

また、付随して制限の方法として回数制限をなくして時間制限に変更すること。時間は答弁込みで５分間として会派内での質疑時間の譲渡を認めること、が議論されました。

検討会では、

- ・多項目の一括質疑は分かりにくいので提案はよい
- といった、一問一答導入には前向きな意見が多勢を占める一方で、
- ・５分は短すぎると思うが、一問一答は分かりやすい
 - ・５分は短すぎる。答弁を除き１５分は必要
 - ・５分とすることで即決か付託かの判断基準にもなる
 - ・時間が短く感じるのは質疑に意見を入れるからだと感じる
 - ・会派内で質疑時間を融通できるので時間の問題は解決できるのではないか
 - ・議案の原則付託が必要
 - ・時間については議運での議論もあり得る

と、制限時間に対しては協議が必要であるといった状況でした。

この議論を受けて、議会運営委員会で協議を行った結果、一問一答方式によって時間制限を行うことについては全委員の同意が得られたものの、制限する時間については議員１人に対して答弁込みで５分の案と、答弁を除いて１５分の案に歩み寄りが見られなかったことから採決が行われ、結果、「制限時間を答弁込みで５分間とする。ただし、会派内で質疑時間を譲渡することができる。」とする案を採用することが決定され、のちの議会運営委員会で

制限時間の見直しの機会を設けることとなりました。

その後、定例会を経た上で、再度、議会運営委員会で制限時間について意見聴取がされた結果、本会議場での質疑が非常にわかりやすくなっている。5分間が短いとは感じない。といった意見が出されており、現在に至っているものです。

・当日提出された質問

(7) 議員の議場での態度等のあり方について

本会議場でのルールについては地方自治法で規定されています。

地方自治法第129条から第133条までに「規律」という形で、議場の秩序維持、議長の注意喚起、品位の保持、侮辱に対する処置などが定められていて、国会などで野次が飛んでいるということはよく聞くとおもいますが、海老名市議会ではそのようなものはなく、比較的静かであると他市の議員に言われることもあります。それでも、様々な考えがある中で意見を戦わせる場面で一定程度の野次が起きることもあります。野次が必要であるという議論もありますが、行き過ぎな部分をどのように判断するかというのは、議長の議事整理権に委ねられている部分があります。問題のある発言が行われた場合は、議長がその場で制止をしたり、後日発言の確認が行われることがあります。それにより本会議場での規律が守られています。

地方自治法や会議規則の中で決められていることの中で議会が運営されています。

(8) 市の答弁の中で「研究を進めていく」という表現が使われているが、意味を教えてください。

議会の中で一度だけ市長がこの意味について発言したことがあります。

あくまで海老名市でのルールとして「研究する」と「検討する」を使い分けているということで、「研究する」は実現するかしないか分からないものを調査するという意味で、「検討する」はやる方向で検討を行うという意味だとのこと。

2 議会や市に対する意見など ※記載されたままを掲載しています。

(1) <提案>

① 最初に開催された2～3人の議員さんを囲んで質疑応答した方法が質問しやすく一番良かったと感じました。

② 議員さんから市民に対しての困っていることで、協力を求めることも事例で発表したと思います。そして質疑応答がはずむかも。

日頃の皆様の活動に感謝を申し上げます。

(2) 視覚障害者です。歩行訓練などは受けていますが、横断歩道などまだまだ怖いです。何とか音声信号と点字ブロックなどの設置を何とかお願いしたいです。

(3) 地産地消のオーガニック給食を実現して頂きたいです。議会では地産地消を目指し

ているとの一般質問があったと理解しています。それなのに、何故、海老名ではなく、新潟のお米を買っているんですか？

国内で、米軍基地の周りの水質汚染が発生しています。海老名市ではP F A Sのチェックはされていますか？子どもへの人体の影響が特に心配なので早急をお願いしたいです。

国会では改憲へ向けての動きが進んでおりますが、海老名市として市民に改憲のメリットデメリット、両方を学べるような機会を作る予定はありますか？国民投票は発議から60日から180日です。市民が正しく判断できる準備をぜひ進めてください。

- (4) 最近、契約の●●入札関連事業について各常任委員会への付託の減少と即決が多く感じます。事業内容の予算見積●●入札等々への誤り発見の為にも審議は重要です。議員の皆様原点に戻りご検討を。

※●●は記入された字が読み取れず

- (5) 各分科会殆どの質問は問題が何なのか明確にとらえた上での質問になっていない。従って予算上の問題点が何にで、どう是正して欲しいかの審査になっておらず、状況報告でしかない。

- (6) 川崎市では、子どもの尊厳や権利を守るために「子どもの権利に関する条例」を制定しています。取り組みの代表的なものに子ども達が自由に自分らしく過ごせる居場所として公設民営の「たまりば」があります。

年々増加している虐待・不登校等々の問題について市等の方針・責務を明確していくためにも海老名市において子どもの権利条例の制定についてご検討して頂きたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

- (7) 教職員のモチベーション向上、負荷低減に関して課題認識の有無、内容・対策を教えてください。

教育の質向上は、飛躍する海老名には不可欠、残業代が支払われないとか、土日の部活動への参画等改善が必要ではないかと思う、民間の活用等、教職員 Win、生徒 Win となる解決策を考えていただきたい、教職員になりたい人を増やせるように。

- (8) DV・女性相談事業費の内容について、臨床心理士は民間資格であって知識が浅い。国家資格である「公認心理師」のほうが適任ではありませんか。「公認心理師」のことを市議会議員および市長は認識していますか。そして、どちらのほうが適任であると考えられるかお答えください。

- (9) 不登校のお子さんが海老名市内にどのくらいいらっしゃいますか。将来の海老名、将来の日本を創っていく未来ある子どもたちが健康で安心して成長していくよう、海老名市での不登校支援の取りくみを日本1にするにはどうしたらよいと思われますか。不登校の当事者（子ども・その保護者）は大変悩んでいます。多様な学びの場、そして学び

の場を使いやすくするための経済的な支援（当事者にも運営側にも）が今以上に進みますことを望んでおります。

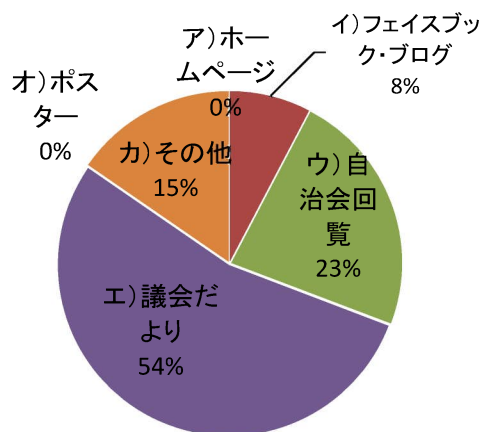
- (10) なみき橋の歩道建設工事がなされた。歩行者の安全確保には一定の効果があると考え
るが、渋滞は全く解消されていない。この例のように予算があるいは事業が適正になさ
れたのか等の事後評価体制はあるのか。また、速やかになみき橋渋滞解消対策を進めて
もらいたい。例えば時差式信号にするだけで効果は大きいものとする。

【アンケート結果】

来場者 17 名 アンケート回収率：82%（14 枚）

○開催を知った媒体

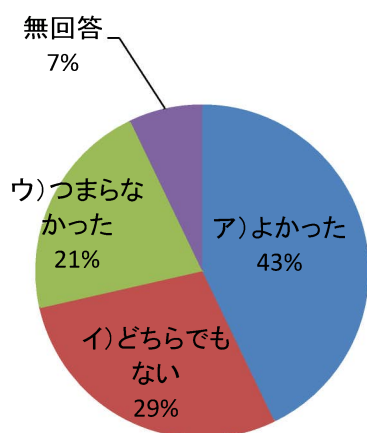
（ホームページ、フェイスブック・ブログ、自治会回覧、議会だより、ポスター、その他）



その他の内容

- ・ SNS（ツイッター）
- ・ 知人から

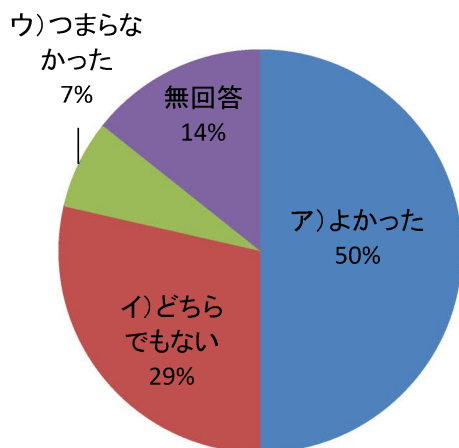
○第1部の内容について



理由

- ・ 初めてききましたが、分かりやすかったです
- ・ 議会に来ないと聞けなかったので聞けんのでよかった。
- ・ 各委員会の現状課題が有ったらコメントを
- ・ 簡潔にまとめられていてわかりやすかったです。会長の考えや答弁に対してどんなやりとりがあったかなども知りたいと思いました。
- ・ 資料がわかりやすく作られていた
- ・ 報告したいポイント、一番伝えたいことは何か分かりにくい、審査した結果の良し悪しが分からない
- ・ 特に力を入れた項目は？
- ・ なぜ内野市長が、この場所にいないのか。適任者なら参加すべき。
- ・ 時間的制約から、現状のレベルが妥当と考える
- ・ 予算の問題点が正確に把握されていないと感じる。問題点を具体的、出来れば定量的に把握して質問して欲しい。
- ・ 誰の質疑かわからず、難しい言葉で読み上げるだけではやり取りの背景も問題点も分かりにくい。
- ・ 渡された書類に書かれている事を読んでいるだけではあまり意味がない

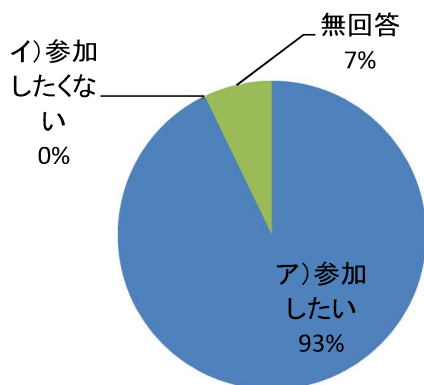
○第2部の内容について



理由

- ・会派や議員のさまざまな意見が聞けて、新たな視点が得られた。深いお話を聞くことができてよかったです
- ・市が行っていること、どこまで隣市との遅れがあるか理解できました。
- ・各会派の意見が聞けてよかった。
- ・とてもよかったです。会派各々の意見があることもよくわかりました。
- ・市民の意見を市政に反映させる良い機会である
- ・志野さんの説明が分かりやすかった。回答が少なすぎる、無会派の回答も聞きたい。
- ・質問が、片寄っていると思われます。
- ・一方通行の単なる報告会になっており、わざわざ場を設けて対面で行うようなものではないと感じる。Net 公開で十分

○今後の参加について



○その他：ご意見・ご感想

- ・市政がより身近に感じられてとても有意義な時間でした。よりよい社会にしていきたいと思います。ありがとうございました。
 - ・議員席に座らせていただけたのが良かったです。分科会の所属議員名などが分からなかったのも、事前に勉強しておけば良かったと思いました。
 - ・葉梨議員は審査報告の間ほとんど居寝り状態であった。市民が傍聴している日位、しっかりしろ！！
 - ・議会中継に対する要望
- ①もっと画像鮮明度を上げて欲しい
 - ②発言者にカメラを向けて欲しい（定点カメラ＋移動カメラ）

- ・議事録発行（Net）を早めて欲しい
- ・委員会報告の際、名乗ってほしい。各委員会の質疑は、だれの質疑が明らかにして欲しい。
答弁の概要が薄く読み上げるだけではやり取りの様子が分かりにくい。議会報告会の案内が市役所HPになく、イベント、お知らせにもない。来て欲しいと本当に思うのであればもっと積極的な案内が必要では？議上では相手を尊重し、不適切な発言や野次は控え、居眠りなどせず、真摯な姿勢で緊張感をもって臨んでください！！市民は見ています。
- ・ありがとうございました。
- ・本会議場での初めての経験させて戴き有難うございました。
- ・休ケイ後議場に戻らなかった方がいますが、何故ですか。赤いリボンの意味？
- ・会場を議場にしたのがとても良かったと思います。毎年やってほしいです。子供もOKとのことでしたが、ちょっと連れて入りづらい雰囲気だったように感じました。政進会さんと公明党さんの回答を聞いて、国が進めているとされることに対して、市民から実情としてそれが届いていないからと、市から国に意見書を出すことを求めることは海老名では意味がないのだと思いました。他市では通っている例がたくさんあるので、とても残念だと思います。
- ・初めて参加しました。いろいろもう少し問題点など明確して参加したいと思いました。
- ・市債に対して、公債費のほうが多額なことから、海老名市が財政難であり、借金をしてまで政束を進めていることが分かる。これを将来、おとなになる子供たちに負わせても良いのか。
- ・市予算及び施策の概要を理解する上で参考となった。今後も開かれた議会のため継続していただきたい。質問の機会を設けていただいたことはありがたい。このような機会でないとなかなか意見をいう機会がない。すばらしい取り組みです。”
- ・全体的に議員さんの口調が早口でした。高齢者や知的障がい者への配慮がもう少しあると もっとわかりやすい議会になると感じました。手話通訳はないのですか？Y o u T u b e などでも議会の様子を拝見していますが、実際の議場に入り現場を見る（参加する）ことは、大変有意義であると感じました。ここに参加した方（特に若い人が）今度は自身が議員となり市民の代表として市政に参加したい！と思うのではないのでしょうか。とてもよい取りくみだと感じました。参加させていただきありがとうございました。”

【委員会での検証結果】

- ・ 議場で開催できたことが良かった。
- ・ ライブ配信を行う都合上、事前に質問を募集し、その回答を行っている間に、当日提出された質問を集約して回答を行ったが、時間的な制約から当日の質問に回答するのが難しかった。
- ・ 今回、対面式での開催とライブ配信を同時に行った。初めてのことが多く、課題もたくさんあったが、全体的な進行は予定通り行うことができた。
- ・ 分科会の報告が分かりづらいとの意見があったため、工夫が必要である。
- ・ 市民の意見を聞く場を設けることは必要であり、今後も議会報告会の開催は必要であると感じた。
- ・ いろいろな意見があるが、今回の内容はとても良かったと感じる。市民からの質問に対して会派で回答を行ったことも良かった。分科会の報告も各議員が一番着目した質疑を取り上げるなど、全員参加で行った議会報告会であった。
- ・ 今回の１部のやり方であれば、分科会会長がまとめて発表するのではなく、自身の部分に関しては本人が発表する形でよかったのではないかな。
- ・ 議員は赤いリボンをつけていて、役割によって２部の冒頭で着席していない議員もいたが、説明が必要だと感じた。主催する側にとっては当たり前のことであっても、見ている市民にはわからないことがあるため、丁寧な説明が必要である。
- ・ 議場での参加者は１部が終わってから２部が始まるまでの間で質問を記入しなければいけなかったが、時間が短いという意見があった。

【総括】

今回で9回目の開催となった議会報告会は、過去3回の新型コロナウイルス感染症を考慮したオンライン形式から、従来型の対面形式での開催へ戻すことを検討しました。その結果、会場を配信設備が整っている議場とすることで、対面とオンライン（ライブ配信）を市民が選べるように同時開催として実施することを決定しました。

議会報告会は2部制で行い、1部は議会からの報告として令和5年度予算の審査概要を、2部は議会への質問に対する回答を行う形式で実施しました。

1部では、予算決算常任委員会各分科会で委員が行った質疑に着目し、なぜその事業費を取り上げたのかを各議員が抽出し、質疑の意図や背景を含めた説明を行いました。「分かりやすかった」との意見があった一方で、「問題点が分かりにくい」との意見もあったことから、さらなる工夫が必要であると感じました。

2部では、市民からの質問への回答を行うこととしましたが、ライブ配信の実施により議場の参加者が映像に映り込まない配慮を行う必要があるため、質問事項を事前に募集する形式とし、事前及び当日提出された質問に対して回答を行うこととしました。

事前に募集した質問では、取り扱い方法の検討を行うことができ、初めての取り組みとなる会派での回答が可能となりました。アンケートの中でも「会派の意見が聞けてよかった」等の意見が多く見られました。また、当日提出された質問では、その場で回答を検討して広報委員長が回答することとしましたが、どうしても事前募集した質問への回答と比べると内容が薄くなってしまいました。今後、手法について検討する必要があると考えます。

議会報告会及び質問募集の周知方法は、ホームページ、フェイスブック、自治会回覧、議会だより、公共施設へのポスター掲示により行いました。議会報告会後のアンケートでは議会だよりを見た方が7名、自治会回覧が3名であったことから、紙媒体での周知効果が高かったことが分かりますが、報告会への参加者が少数であるという課題を大きく払しょくするまでには至りませんでした。

議会報告会は、議会からの情報発信と同時に市民と議会が意見を交換する貴重な場です。議会の情報発信と市民との意見交換や身近に感じてもらうための議場での開催は、アンケート結果から予想通り一定の効果が得られたと考えます。加えて、対面形式とオンライン（ライブ配信）の同時開催は、その後の録画配信も行えたことで、当日の参加人数や視聴者数の少なさへのひとつの対策となったと考えますが、この課題については今後もさらに対策の検討が必要であると考えます。

【出席議員一覧】

宇田川 希（議長）

志野 誠也（広報委員会委員長・文教社会分科会会長）

松本 正幸（広報委員会副委員長）

日吉 弘子（広報委員）

田中 ひろこ（広報委員）

吉田 みな子（広報委員）

森下 賢人（総務分科会会長）

永井 浩介（経済建設分科会会長）

倉橋 正美

福地 茂

藤澤 菊枝

戸澤 幸雄

市川 洋一

葉梨 之紀

つつ木 みゆき

三宅 紀昭

たち 登志子

黒田 ミホ